

テレワーク等出勤者削減の取組状況について

当行では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、出勤者数の削減、人との接触の低減に向け、テレワーク（在宅勤務）、休暇取得、時差出勤、分散業務、自動車・自転車通勤等に取り組んでおります。

1. 当行の基本的取組スタンス

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客さまと役職員およびその家族の健康・安全を最優先としつつ感染対策に取り組むとともに、社会インフラとしての金融機能の業務継続に重きを置き、お客さまの資金需要や条件変更等の資金繰り支援や本業支援等の活動に積極的に対応しています。

2. 感染防止に関する主な取組み

役職員の感染防止をはかるため、新型コロナウイルス対応ガイドラインを作成し、以下の対応を行っております。

- ・全職員にマスクの着用を義務付けるとともに、食事中は黙食を励行
- ・毎朝検温し、人事システムに体温を登録
- ・体調不良時の報告体制を徹底
- ・人との接触機会を減らすため、テレワーク、時差出勤、分散業務、自動車通勤等を活用
- ・窓口スクリーンを設置するほか、その他執務室、食堂へパーテーション（アクリル板等）を設置
- ・定期的なアルコール消毒を実施するほか、携帯用消毒スプレーを配布

3. テレワーク等の実施状況

テレワーク等の実施にあたっては、一律の目標は設定しておりません。なお、エッセンシャルワーカーによる業務継続体制を維持するため、本部職員の実施状況をモニタリングしております。

(1) 本部職員（一部営業要員、システム要員を除く）の取組状況

テレワーク 休暇取得	時差出勤	分散業務	合計
22.4%	14.0%	5.6%	42.1%

*上記実施状況は5月17日～6月11日のものです。

(2) 具体的取組例

本部職員のリモート化を推進するため、具体的には以下のとおり、取り組んでおります。

- ・テレワーク推進に向け、社内と同環境で利用できるタブレットパソコンを配布
- ・全職員に業務用スマホを貸与し、テレワーク時においてもWEB会議等が行えるよう整備
- ・決裁文書・報告文書は、電子決裁用のワークフローシステムを導入のうえ活用
- ・自宅でテレワーク実施が困難な職員向けにサテライトオフィスを岐阜県、愛知県各々に設置